



島根県報

令和4年12月9日(金)

号外第142号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第768号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	皆井田江津線	江津市跡市町1629番2地先から同町1613番1地先まで	前	メートル 5.48～ 17.65	メートル 177.90	浜田県土整備事務所	道路改良工事 減幅
			後	メートル 5.48～ 17.65	メートル 177.90		

島根県告示第769号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町門田848番19地先から同番10地先まで	メートル 128.33	令和4年 12月9日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市弥栄町門田848番10地先から同482番2地先まで	260.36	令和4年 12月9日		